

**商工**

設備投資に対する支援  
**市が中小企業者の借り入れ利子を補給します**

問い合わせ 商工観光課 永田一真 ☎ (53) 2647

市では、市や県、政府系金融機関などの公的な融資制度を利用し、事業用の「設備」を購入した中小企業者に、その資金に係る利子相当額を対象として「利子補給金」を交付する制度を設けています。

令和3年中に対象となる資金を借り入れ、新たに設備を導入し、令和3年12月末日までに返済を開始した人を対象に利子補給金の交付申請を受け付けますので、必要書類を持参し、手続を行うようお願いいたします。

**対象者**

市内において事業を営んでいて、市税に未納がない中小企業者

**対象資金**

次の①～④に該当する融資制度により借り受けた設備資金。ただし、新型コロナウイルス感染症に関する支援（特別利子補給制度など）により、実質的に無利子化となっている場合は対象外。

- ① 政府関係融資制度
- ② 静岡県融資制度（国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付およびイリス感染症対応枠）を除く
- ③ 牧之原市小口資金融資制度
- ④ 商工貯蓄共済融資制度

**交付額**

借入金額の1%以内（限度額10万円）

**交付期間**

借入日から3年以内

**必要書類**

- ① 交付申請書
- ② 請求書
- ③ 融資制度の名称が確認できるもの（信用保証決定のお知らせの写しなど）
- ④ 設備投資の内容と支払いが確認できるもの（契約書や請求書、領収書、支払い預金通帳の写しなど）
- ⑤ 返済計画が確認できるもの（返済予定表、返済額明細書など）
- ⑥ 令和3年中の月々の利子の支払いが確認できるもの（利息引落し預金通帳の写し、返済証明書など）
- ⑦ その他必要書類

**交付申請**

\*交付申請書と請求書は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工観光課の窓口でも配布。

**受付期間**

令和4年1月4日(火)～14日(金) 午前8時15分～午後5時（水曜日のみ午後7時）（土日祝日を除く）

**会場**

商工観光課（相良庁舎2階）

**申込方法**

必要書類を用意し、受付会場にお越しください。

**市民**

メリットたくさん！  
**そろそろマイナンバーカードを作りませんか**

問い合わせ 市民課 落合洋亮 ☎ (23) 0021

**マイナンバーカードのメリット**

- ① 写真付き身分証明書として利用できます。
- ② コンビニエンスストアで住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を受けることができます（午前6時30分～午後11時、年末年始を除く）。
- ③ e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用できます。
- \*確定申告期間中はe-Taxでの提出（送信）が可能です（メンテナンス期間を除く）。
- ④ 健康保険証として利用できます。
- \*医療機関がシステム対応していない場合は、今までもどおり健康保険証の提示が必要です。

**4つの申請方法**

- ① スマートフォン  
 スマートフォンで顔写真を撮影し、通知カードまたは個人番号カード交付申請書（以下「申請書」）のQRコードからオンラインで申請
- ② パソコン  
 デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームから通知

**カードまたは申請書のIDを入力してオンライン申請**

- ③ まちなかの証明用写真機  
 証明用写真機で「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、通知カードまたは申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ④ 郵便  
 申請書に必要事項を記入し、本人の顔写真1枚（縦4.5センチ×横3.5センチで、直近6カ月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のもの）を貼り、封筒に入れてポストに投かん

**\*申請書がないとき**

市民課窓口で再交付します。次のものを持参してください（本人または同世帯の人以外は、委任状が必要です）。

- ▼ 運転免許証、住基カード、パスポート、身体障害者手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）など顔写真付きの身分証明書1点または
- ▼ 健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、年金証書などから2点

**相談**

不用品買い取り業者とのトラブル事例  
**ひとりで悩まずに相談してください**

問い合わせ 市民相談センター 杉山通明 ☎ (23) 0088

**具体的な事例**

**「不用品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！」**

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリーや金貨はないか」と男性にせがまれ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出したことを後悔している。取り戻したい。

(70歳代 女性)

**アドバイス**

▼ 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売却するように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。

▼ 売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。

▼ 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

▼ 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。

▼ クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐに市民相談センター（消費生活センター）に相談しましょう。消費者ホットライン「1188」への相談もできます。

相談員が解決の方法と一緒に考えます。ひとりで悩まずに相談してください。

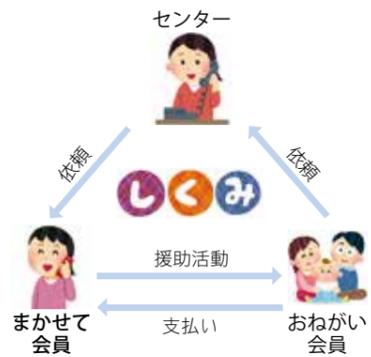


**子育て**

地域で地域の子育てを支え合う  
**ファミリー・サポート・センター**

問い合わせ 子ども子育て課 子育て支援係 ☎ (23) 0071

ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育て中の家族が安心して働いたり、育児したりすることができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



**★おねがい会員（援助を頼みたい人）**

市内に住所がある人で、0歳（おむね生後4カ月）から小学校6年生までの子どもがいる人が利用できます。  
 \*入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。児童扶養手当などを受給している人には助成あり。

**★まかせて会員（援助を行いたい人）**

**<まかせて会員研修 日程表>**

- ① 1月21日(金)午前 会員交流会
  - ② 2月4日(金)午前 児童虐待について
  - ③ 2月16日(金)午前 子どもの栄養と発達、調乳実習 乳幼児の関わり方と事故予防
  - ④ 2月28日(月)午前 普通救命講習（心肺蘇生法、AEDの使い方、気道異物除去法） 楽しい！ふれあいあそびと製作
  - ⑤ 3月8日(火)午前
- 【研修会場】 さざんか（④のみ吉田消防署）  
 \*講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間などの詳細は、市ファミリー・サポート・センター（☎230077）まで問い合わせてください。

**★両方会員**

おねがい・まかせて会員の両方に登録する会員です。

**◆活動内容**

▼ 保育施設・学校が休みの時や、急な仕事・学校行事への参加・通院・冠婚葬祭などで保護者が外出した際の託児 ▼ 児童クラブや習い事の送迎 など